丸亀市中期財政フレーム(改訂)

フレーム期間　令和 8 年度～令和 12 年度

（長期試算フレーム　令和 17 年度まで）

令和 8 年 9 月

丸 亀 市

目　　次

（本編）

１　中期財政フレームの目的　…… １

２　フレームの基本的事項　…… ２

３　フレーム推計（試算）の考え方　…… ３

４　中期財政フレーム　…… ８

５　課題と取組　…… ９

（資料編）

■　経常収支比率　…… １１

■　実質公債費比率　…… １１

■　将来負担比率　…… １１

■　市債残高と公債費（長期試算フレーム）　…… １２

■　基金残高推移（長期試算フレーム）　…… １３

丸亀市中期財政フレーム（本編）

１　中期財政フレームの目的

中期財政フレーム（以下「フレーム」という。）は、まちづくりの中長期的展望の下に計画する諸施策や構想を着実に推進するため、その基盤となる堅実な財政運営の指針とするものです。

そのため、フレームでは、経常的な収入と義務的な経費等の比較により、投資的経費に充当可能な財源の経年予測や、今後の課題である公債費や基金を試算し、本市の財政的な「力量」を推し量る指標を示します。

また、このフレームは、毎年の決算期に見直しを行うことで、常に将来的な財政の弾力性を監視するとともに、市民の皆様にも公表し財政情報の提供に努めます。

具体的な目的は下記のとおりとします。

（１）総合計画の着実な推進

第三次丸亀市総合計画に掲げる将来像である「ひとをイキイキさせるまち」の実現に向け、限られた財源を効果的に配分し、「まちづくりの基本方針」に沿った施策を着実に実施すること。

（２）投資的経費の予測

経常収支の推移を見極め、投資的経費へ充当可能な財源の規模を客観的に見定めるとともに、投資的事業に係る既存計画の見直しによる事業費の平準化や縮減などにより、真に必要な事業へ財源を重点配分するための基準とすること。

（３）将来的な財政健全性の監視

財政の硬直化が顕在化している状況を踏まえ、公債費の推移や基金の将来残高を厳しく試算するとともに、モーターボート競走事業収益などの変動性の高い財源に過度に依存しない自立した持続可能な財政構造の構築に向け、毎年の決算期に常に財政の健全性を監視し、翌年度の予算編成につなげること。

（４）市民への情報提供

本フレームを改訂するたびに財政状況の現状や将来見通し、課題などを公表することで、行政としての説明責任を果たすとともに、事業費の選択と集中の必要性を広く共有し、市民と共に考えるためのツールとして活用すること。

２　フレームの基本的事項

（１）期間

令和８年度から令和 12 年度までの５年間の財政フレームとし、あわせて、令和 17 年度までの 10 年間にわたる市債残高と公債費や基金残高にかかる試算を示します。

（２）対象会計

一般会計（各特別会計にかかる繰出金等の財政需要を含む）とします。

（３）収支フレーム

①　「経常的に収入される一般財源」と「経常的に支出される経費に充当（消費）される一般財源」の収支フレーム

②　「投資的経費に充当可能な一般財源」と「投資的経費などで必要となる一般財源（特定財源控除後）」の収支フレーム

③　財源余剰、不足額に関するフレーム

（４）推計のベース

推計のベースは、直近年度（令和７年度）決算額、及び改訂年度（令和８年度）決算見込額（9 月現在）とします。

税制及び国・県の制度等は、最新情報の捕捉に努めるものの、制度設計や改正内容による本市財政への影響が予測困難なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計します。

また、令和９年度から中讃広域行政事務組合へ移管する消防事務については、現在移管後の予算の詳細を調整中であるため、今回の改訂では従来どおり本市が直接実施するものとして推計しています。

（５）前年度繰越金、基金等繰入金及び積立金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、中期財政フレームの対象外としています。

また、年度間の財政調整手段としての「財政調整基金」のほか、「特定目的基金」の取り崩しについては、収支フレームにおける財源不足の際の財源手当てとします。

一方、積立金については収支フレームにおいて財源余剰の際の処分手法とします。

３　フレーム推計（試算）の考え方

【経常的一般財源】

（１）市税

① 個人市民税

令和８年度は、当初課税の伸び率をもとに増加を見込んでいます。令和９年度以降は、国の示す「中長期の経済財政に関する試算（R8.7.30）」で賃金上昇の継続が見込まれていることを踏まえ、毎年度微増すると試算しています。

② 法人市民税

令和８年度は、確定申告の状況を踏まえて推計しています。令和９年度以降は、為替変動や物価高騰の動向が不透明であることから、本フレーム期間中は令和８年度と同水準で推移するものと見込んでいます。

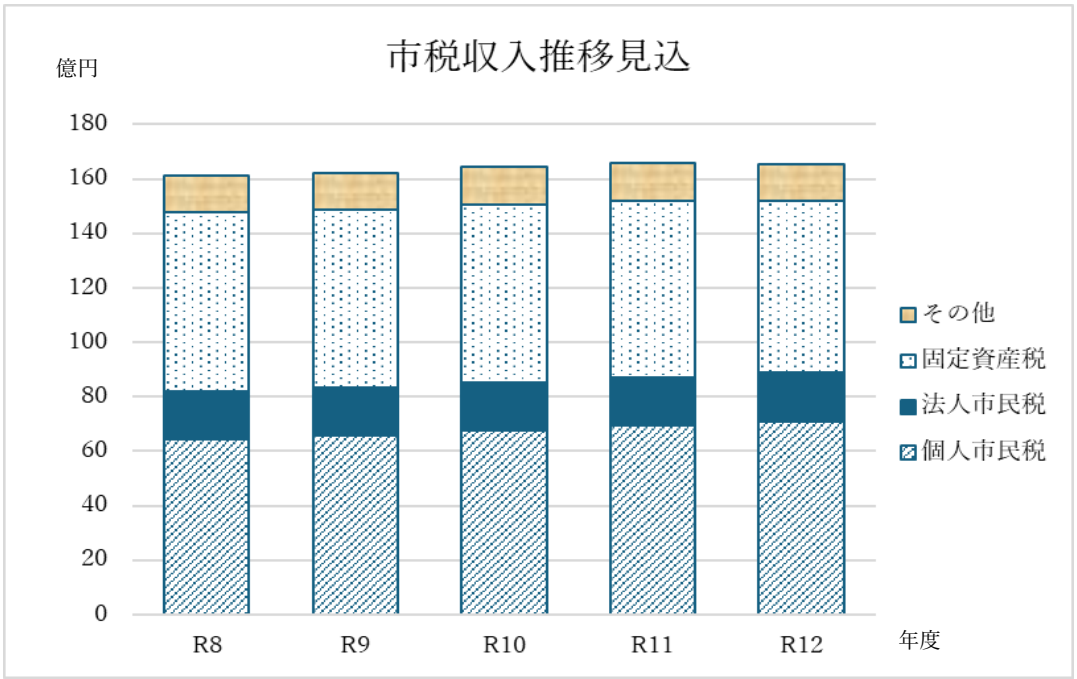
③ 固定資産税

令和９年度と令和 12 年度の評価替えを見込むとともに、企業立地促進条例の対象となる償却資産等の影響額を織り込んでいます。

④ その他（軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

軽自動車税は、環境性能割の廃止を織り込むほか、令和９年度まで買い替えによる税額の引上げや重課税率に伴う増加を見込み、令和 10 年度以降は同水準で推移すると試算しています。市たばこ税は、税制改正により令和９年度まで増加し、令和 10 年度以降は同水準で推移すると見込んでいます。

入湯税は、令和８年度にコロナ渦前と同水準まで回復し、令和９年度以降は同様に推移すると見込んでいます。



（２）地方交付税

① 普通交付税

基本的には国の地方財政計画によりますが、市税等の動向や公債費の推移のほか、物価上昇による財政需要への影響などを織り込んで試算しています。

② 特別交付税

特別交付税については、経常的な一般財源としてではなく、災害などの特別な財政需要に対する財政措置であるため、中期財政フレームの対象外としています。

（３）地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、地方消費税交付金の税率引き下げや地方揮発油税の暫定税率廃止の影響を考慮して収入額を見込んでいます。また、自動車重量譲与税については、エコカー減税の適用期間延長を踏まえ、これまでの実績を基に計画期間中の収入額を見込んでいます。

交付金については、環境性能割交付金の廃止を見込むとともに、これまでの交付実績を基に計画期間中の収入を推計しています。

なお、地方消費税交付金、地方揮発油税交付金、環境性能割交付金及び住宅借入金等特別税額控除の減収については、特例交付金で補填されるとものと想定し実質的な影響はないものと見込んでいます。

（４）その他

使用料や財産収入などの経常一般財源は、基本的にこれまでの実績等を踏まえて算出し、期間中は同等額で推移すると見込んでいます。

【経常的経費（所要一般財源）】

（１）人件費

職員数については、第五次丸亀市定員適正化計画を基本とし、令和５年度より導入された定年延長による影響を織り込み、各年度の定年退職予定者数と新規採用予定者数及び再任用職員数を考慮しています。

職員給については、定年延長の影響を退職者一人あたり 700 万円とし、定年退職者の入れ替わりによる減少額を１人あたり 200 万円として算出しています。また、再任用職員は一人あたり 540 万円としています。

退職金については、定年退職者一人あたり 2,100 万円としています。また、国の試算による賃金上昇率を織り込んでいます。

なお、会計年度任用職員制度については、後述する臨時的経費に織り込んでいます。

（２）扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向が続いていることから、将来予測としては、近年の増加率を参考に経常一般財源所要額の伸び率を約 5%と見込み推計しています。

（３）公債費

可能な限り計画期間中に発行する新発債も考慮のうえ市債残高を推計し、起債メニューごとの償還年数や利率などを勘案することにより算出しています。

なお、新発債の利率等については、直近の借入利率を参考に、政府系資金は償還期間に応じて年利 2.7～3.1%、市中銀行からの借入れも 2.8～3.1%として推計しています。

☞参考：資料編Ｐ．12「市債残高と公債費（長期試算フレーム）」

（４）物件費、維持補修費、補助費等

これまでの実績を踏まえるとともに、今後の物価上昇の影響なども考慮し、経常経費の一般財源所要額を推計しています。下水道事業会計への負担金・補助金において、旧浄化センターの解体費用を見込むほか、新市民会館や市営住宅の指定管理料や令和 10 年度からの新第二学校給食センター運営・維持管理委託料などを織り込んでいます。

（５）繰出金

各特別会計繰出金については、基本的には繰入基準に則った経年の試算をしました。

① 国民健康保険特別会計

「丸亀市国民健康保険特別会計財政計画」を基本に織り込んでいます。

② 介護保険特別会計

「第 10 次丸亀市高齢者福祉計画／第 9 期丸亀市介護保険事業計画」に基づき、当該計画期間中の介護給付費や地域支援事業費などを推計し織り込んでいます。

③ その他特別会計

後期高齢者医療保険特別会計などについては、国の制度動向やこれまでの実績から相当額を見込んでいます。

【投資的経費（事業費－特定財源＝所要一般財源）】

（1）事業費

普通建設事業（投資的経費）に係る全庁調査の結果を基に、これまでの実績なども踏まえ、現時点における計画期間中の推計額を計上しています。

なお、学校教育施設に係る長寿命化改修工事等については、現在、学校適正配置等を検討中であり事業計画が未定であるため、事業費には含んでいません。

①　緊急防災・減災事業／緊急自然災害防止対策事業

防災・減災対策に取り組んでいけるよう、国では緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債（ともに充当率 100%、交付税措置 70%）の予算措置が、令和 12 年度まで延長されたことから、計画期間中の事業を織り込んでいます。

②　公共施設等適正管理推進事業

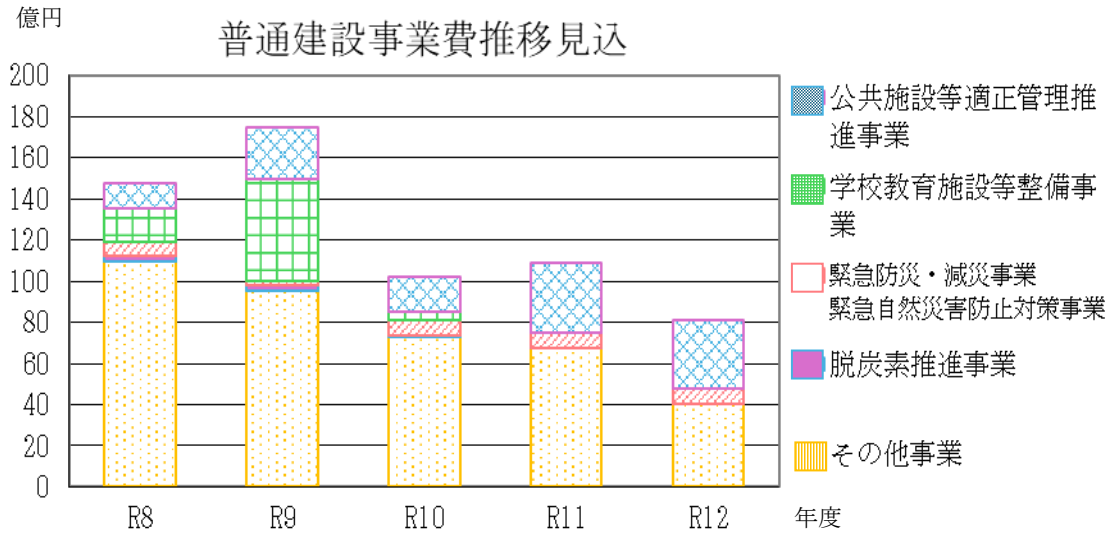
公共施設等の総合的適正管理の推進に向けて、令和 8 年度までの間とされていますが、令和 9 年度地方債計画案に掲載されたことから、公共施設等適正管理推進事業債（充当率 90%、交付税措置 40～50%）の予算措置が継続されるものとして、計画期間中の事業を織り込んでいます。

③　脱炭素推進事業

公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、国では脱炭素推進事業債（充当率 90%、交付税措置 30～50%）の予算措置が令和 12 年度まで延長されたことから計画期間中の事業を織り込んでいます。

④　学校教育施設等整備事業

公立小中学校等の校舎、屋内運動場、給食施設等の整備事業を対象とする学校教育施設等整備事業債（充当率 90%・75%、交付税措置 66.7%・50%・33.3%・8.3%・0%）について、該当する事業への活用を見込んでいます。



（２）特定財源（国県補助金、地方債等）

継続事業や通常見込まれる建設改良事業に対する国県補助金及び地方債については、これまでの実績や現時点の制度等が継続される前提で試算しています。

【臨時的経費（所要一般財源）】

経常的に必要となる経費のほかに、施設の修繕費、国県支出金や税の過誤納還付金など、その年々の事情により臨時的に一般財源での措置が必要となる経費があります。

一般財源所要の臨時的経費については、これまでの実績等を踏まえた期間中の所要額のほか、平成 28 年度に制定した「丸亀市企業立地促進条例」に係る奨励金や、令和 2 年 4 月より導入された会計年度任用職員制度にかかる所要見込額を織り込んでいます。

４　中期財政フレーム

（単位：百万円）

経常的歳入歳出の区分		令和8年度	令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		見込額	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比
一般財源 経常的	市税	16,135	16,217	100.5%	16,421	101.3%	16,584	101.0%	16,551	99.8%
	地方交付税（普通）	8,910	8,860	99.4%	9,056	102.2%	9,224	101.9%	9,266	100.5%
	地方譲与税・交付金	4,405	4,473	101.5%	4,545	101.6%	4,619	101.6%	4,691	101.6%
	その他	156	156	100.0%	156	100.0%	156	100.0%	156	100.0%
	合計 **A**	29,606	29,706	100.3%	30,178	101.6%	30,583	101.3%	30,664	100.3%
一般財源所要額 経常経費	人件費	6,990	6,583	94.2%	6,807	103.4%	6,499	95.5%	6,793	104.5%
	扶助費	4,206	4,428	105.3%	4,663	105.3%	4,910	105.3%	5,171	105.3%
	公債費	6,098	6,099	100.0%	6,618	108.5%	7,097	107.2%	6,878	96.9%
	物件費、維持補修費、補助費等	9,171	9,105	99.3%	9,704	106.6%	10,368	106.8%	9,195	88.7%
	繰出金	3,765	3,874	102.9%	3,987	102.9%	4,105	103.0%	4,227	103.0%
	合計 **B**	30,230	30,089	99.5%	31,779	105.6%	32,979	103.8%	32,264	97.8%
臨時的経費	充当可能な一般財源 **C＝A－B**	-624	-383	61.4%	-1,601	418.0%	-2,396	149.7%	-1,600	66.8%
	投資的事業費総額	14,772	17,493	118.4%	10,176	58.2%	10,893	107.0%	8,084	74.2%
	（特定財源）	10,460	14,143	135.2%	7,638	54.0%	8,515	111.5%	6,308	74.1%
	投資的一般財源所要額 **D**	4,312	3,350	77.7%	2,538	75.8%	2,378	93.7%	1,776	74.7%
	その他臨時的一般財源所要額 **E**	4,268	4,253	99.6%	4,306	101.2%	4,227	98.2%	4,225	100.0%
経常的一般財源余剰（不足）額 **F＝C－D－E**		(9,204)	(7,986)	86.8%	(8,445)	105.7%	(9,001)	106.6%	(7,601)	84.4%

参考：令和8～令和12年度　F行の累計額　**(42,237)**

昨年度の財政フレームと比べてF行の累計額が約29億減少していますが、主な要因は投資的事業費の減額によるものです。

５　課題と取組

（課題）

令和 7 年度決算は、歳入総額が約 894 億円、歳出総額が約 879 億円で、歳入歳出差引額が約 15 億円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が約 11 億円となりました。

歳出では、市民会館整備や学校教育施設の長寿命化改修などにより普通建設事業費が約 160 億円増加しました。また、国の物価高騰対策に係る給付事業の実施のほか、賃金や物価高騰の影響により、前年度比で約 164 億円多い決算となりました。

歳入では、個人住民税の 7.2 億円の増加をはじめ総額 12.2 億円の増額となったほか、地方消費税交付金などの増加により各種交付金が合計で約 3 億円増額となりましたが、歳出総額の増加に対して財源が不足したほか市債の発行抑制のため、基金を約 207 億円取り崩しています。

本フレームにおける試算では、今後も大幅な経常的一般財源の不足が見込まれることから、これまで以上に景気や国の施策などの動向をはじめ、時代の変遷に伴う行政需要に的確に対応するとともに、次に掲げる課題などを踏まえ、厳格な財政運営に努めます。

（１）歳入の大幅な増加が見込めない一方で、これまでの投資的事業に係る公債費に加え、人件費や扶助費の増加などで経常収支比率が 100％を超える見込みであること。

（２）臨時的経費への充当可能な一般財源が不足するなか、公共施設の老朽化対策などの投資的事業が計画されていること。

（３）フレーム期間中、経常的一般財源（収入）に対し、一般財源所要額（支出）の超過により、総額約 422 億円の財源不足が見込まれること。

（取組）

（１）第三次総合計画の実現に向けたまちづくり

本市が目指すまちづくりを一貫して推進するため、基本計画に掲げる「将来像」の実現に向け、「まちづくりの基本方針」に沿った施策を推進します。

（２）行政と民間の役割分担

① 市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応する観点から、行政の役割を明確にし、成熟した民間市場の活用が有効であると判断されるものについては、積極的な外部活力の導入を推進します。

② 市民主体のまちづくりを進める観点から、地域課題に取り組む身近な自助・共助を推進します。

（３）財政基盤の強化

① 財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、使用料等の税外債権についても負担の適正化と収納率の向上に努めます。

② 自主財源の確保の観点から、企業版ふるさと納税をはじめとする寄附金の獲得に注力するほか、使用可能な遊休財産の貸付を進めるとともに、将来的な公共利用が予定されない資産については積極的に処分します。

③ 財政のひっ迫を回避するため、交付税措置のある有利な起債の活用と投資的事業の年度間での平準化などによる市債の新規発行の抑制に努めます。

④ 年度間の財源調整や将来的な行政需要に対応する観点から、財政調整基金をはじめ各種特定目的基金の効果的活用と留保に努めます。

⑤ 特別会計や企業会計は特定の歳入をもって特定の事業を実施する原則的な観点から、徹底した経営努力による歳入確保と事業経費の見直しを行い、一般会計からの一般財源の流出（繰出金等）を抑制します。

⑥ 中期的な収支見通しに加え、長期的な動向も踏まえる観点から、各年度の状況の変化に応じ所要の修正を加えながら中期財政フレームを更新します。

（４）事務事業の適正化、効率化

① 人口減少を踏まえた持続可能な財政運営の観点から、投資的事業の選択と集中による整備事業費総額の縮減と年度間での平準化に努めます。

② 将来的な維持管理経費などの観点から、公共施設の整備にあたっては工事手法等に知恵と工夫を結集しコストの縮減に努めます。

③ 計画的かつ効率的なファシリティマネジメントの観点から、次期公共施設等総合管理計画において適正配置を図りながら、各部門での長寿命化計画等の見直しを進め、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

④ 人口減少や多様化する地域の課題に対応するため、近隣市町との協力や広域連携などにも取り組み、持続可能な自治体経営に努めます。

丸亀市中期財政フレーム（資料編）

■　経常収支比率

Ｐ.8 の中期財政フレームにおいて、経常的一般財源総額(A)と経常経費一般財源所要額(B)の比率(B／A)で算出しています。市税や地方消費税交付金等の経常的一般財源が増加したことで、昨年度の財政フレームより各年度の財源不足の割合が縮小しています。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
102.1%	101.3%	105.3%	107.8%	105.2%

☞経常収支比率：団体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表しており、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

■　実質公債費比率

計画期間中の市債に係る元利償還金と、公営企業や一部事務組合の償還金の財源となる繰出金や負担金などを推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。前 3 年度間の平均値が、当該年度の実質公債費比率となります。令和 7 年度において市債の発行を抑制したため、昨年度の財政フレームより各年度の比率が低下しています。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
12.4%	12.9%	14.3%	16.0%	17.4%

☞実質公債費比率：標準財政規模に占める公債費負担（普通交付税で措置されるものを除く）の程度を判断するものである。公営企業の地方債元利償還金への繰出金や、一部事務組合の元利償還金に充てられた負担金も公債費負担に含めており、公債費負担の実態を反映させている。（18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要となる。）

■　将来負担比率

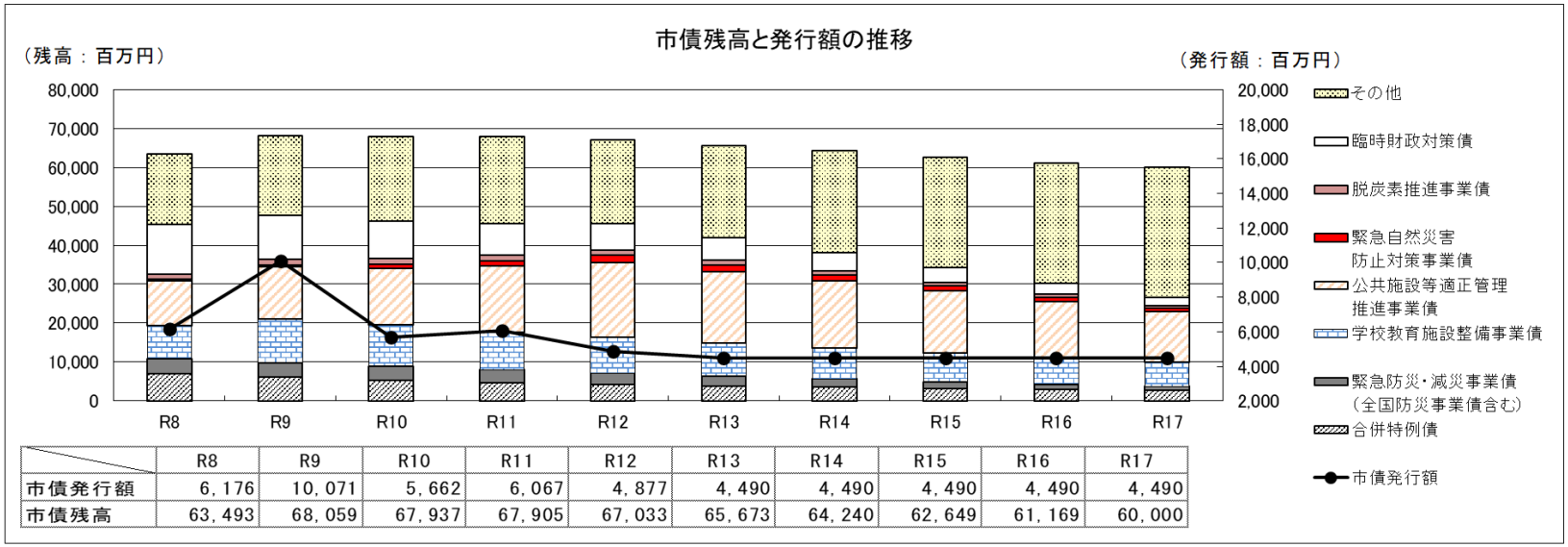
公営企業等も含めた償還金に対する負担額に加え、退職手当等の将来における負担額の合計額から、基金などの充当可能財源を差し引いた額を推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。令和 7 年度において投資的事業の財源とするため基金を大幅に取り崩したことから、昨年度の財政フレームより各年度の比率が上昇しています。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
95.0%	116.2%	135.9%	154.4%	171.6%

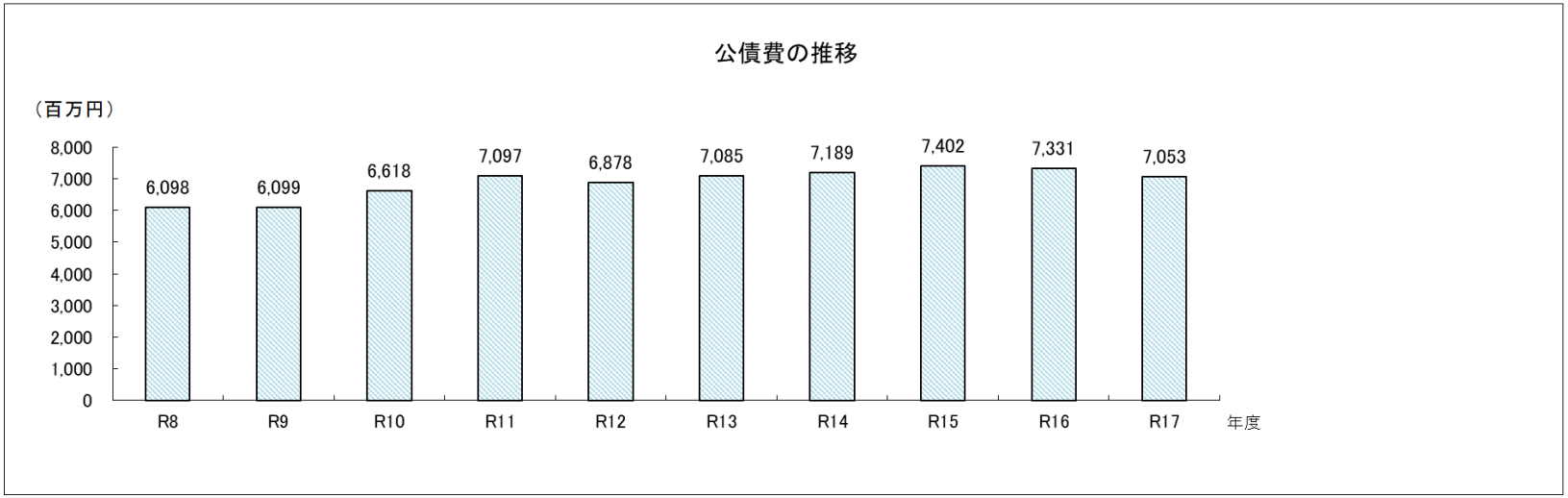
☞将来負担比率：一般会計等が負担する負債の額から、負債に充当可能な積立基金や特定財源、普通交付税で措置される負債額を控除した将来負担額の標準財政規模に占める割合を示す指標である。負債の額には、一般会計等の地方債残高、公営企業、一部事務組合、出資団体の負債額、退職手当負担額等が含まれており、自治体の本体である一般会計等が将来にわたる負担額全体を網羅している。

■　市債残高と公債費（長期試算フレーム）

事業内容等から活用可能な市債を想定し、計画期間中の発行予定額を織り込んで将来的な市債残高及び公債費を推計しています。
その結果、市債残高は令和９年度、公債費は令和 15 年度にピークを迎える見込みとなっています。



	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
市債発行額	6,176	10,071	5,662	6,067	4,877	4,490	4,490	4,490	4,490	4,490
市債残高	63,493	68,059	67,937	67,905	67,033	65,673	64,240	62,649	61,169	60,000



■　基金残高推移（長期試算フレーム）

基金については、合併特例債をはじめとする市債の償還や、投資的事業への対応などから、将来的な財源確保として**「基金の効果的活用と残高確保」**に努めます。

長期試算フレーム期間中は、可能な限り取崩額を抑制し財政調整基金などへの確実な積立てを目標とします。

中期財政フレーム期間中の基金残高の推移　〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額	積立額	内訳		運用利子	当該年度末残高
				①	②		
令和8年度	24,388	8,954	7,800	7,000	800	105	23,339
令和9年度	23,339	7,736	3,100	3,000	100	101	18,804
令和10年度	18,804	8,195	3,100	3,000	100	82	13,791
令和11年度	13,791	8,751	3,100	3,000	100	60	8,200
令和12年度	8,200	7,351	3,100	3,000	100	35	3,984

計画期間最終年度**（令和12年度）の経常的一般財源不足の状況が継続したと仮定した場合**の基金残高の推移　〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額	積立額	内訳		運用利子	当該年度末残高
				①	②		
令和13年度	3,984	7,558	3,100	3,000	100	17	▲ 457
令和14年度	▲ 457	7,663	3,100	3,000	100	0	▲ 5,020
令和15年度	▲ 5,020	7,875	3,100	3,000	100	0	▲ 9,795
令和16年度	▲ 9,795	7,804	3,100	3,000	100	0	▲ 14,499
令和17年度	▲ 14,499	7,526	3,100	3,000	100	0	▲ 18,925

【内訳の説明】　取崩額：R8～12　各年度の経常的一般財源不足額（P8 の表の F 行）から特別交付税（250 百万円）を差し引いた額
R13～17　R12 の経常的一般財源不足額の投資的一般財源所要額を各年度の試算額に置換、R12 からの公債費の増加額を追加、特別交付税（250 百万円）を差し引いた額
①：ボートレース事業からの繰入額
②：財政調整基金への積立額

令和 8 年度にボートレース事業からの繰入を 70 億円積立てるため、基金が枯渇する時期が昨年度の財政フレーム作成時の令和 12 年度から令和 13 年度へと 1 年度先に延びる見通しです。